

美祢市地方就職学生支援補助金交付要綱

令和6年6月1日

美祢市告示第132号

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う山口県の企業への就職を支援するために実施する美祢市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部のうち、別表第1に掲げる条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「交付対象者」という。）とする。

(1) 移住元に関する要件

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学している学生（短期大学又は大学院の学生を除く。）で、当該大学を卒業する見込みであること。

イ 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件

ア 山口県内に所在する企業に就職することが内定していること。

イ 卒業後に同号アに規定する企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

(3) 就業に関する要件

ア 勤務地が山口県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ 交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めて

いる法人等でないこと。

カ 1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

キ 勤務地が本市からの通勤が可能な地域であること。

(4) その他の要件

ア 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他市長が補助金を交付する対象として不適当と認める者でないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象経費は、内定企業の採用面接又は採用試験（以下「採用試験等」という。）に当たり、公共交通機関を利用して往復した際の交通費とする。ただし、卒業年度の6月1日以降に実施される採用試験等であつて、当該年度の10月1日以降に採用の内定を受ける採用試験等に係る交通費に限る。

2 補助金は、予算の範囲内において交付し、その額は次の各号いずれかに定める額とする。なお、補助金の交付に当たっては、内定企業から交通費の支給を受けていない場合に限る。

(1) 採用試験等が山口県内で実施される場合 2万円

(2) 採用試験等が山口県外で実施される場合 交通費の実費に2分の1を乗じて得た額と2万円とのいずれか低い額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）

3 補助金の申請は、交付対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 交付対象者は、卒業年度の10月1日以降の採用内定日から翌年の2月末日までの間に、美祢市地方就職学生支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に加え、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 身分証明書の写し

(2) 内定証明書（別記様式第2号）

(3) 在学証明書

(4) 交通費の領収書の写し

(5) 住民票の写し等移住元の住所が確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査

し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、美祢市地方就職学生支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの美祢市地方就職学生支援補助金交付請求書（別記様式第4号）の提出による請求に基づいて行うものとする。

（報告及び是正のための措置）

第8条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、美祢市地方就職学生支援補助金返還請求書（別記様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、交付決定者の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請日から1年以内に要件を満たす企業への就業を行わなかったとき。

エ 申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、補助金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかったとき。

オ 要件を満たす企業への就業日から1年を経過する前に退職したとき（退職日から3月以内に第3条第4号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）。

カ 本市への転入日から3年未満で市外に転出したとき。

(2) 半額の返還

本市への転入日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村